

第2部

犯罪被害者等のための 具体的施策と進捗状況

第1章	損害回復・経済的支援等への取組	18
第2章	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	34
第3章	刑事手続への関与拡充への取組	63
第4章	支援等のための体制整備への取組	76
第5章	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	105

第2部

犯罪被害者等のための 具体的施策と進捗状況

令和2年度中は、同年度末までを計画期間とする第3次基本計画に基づき、犯罪被害者等施策の推進を図った。第2部では、関係府

省庁において主に同年度中に講じた施策について、第3次基本計画における5つの重点課題に沿って記述する。

第1章

損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

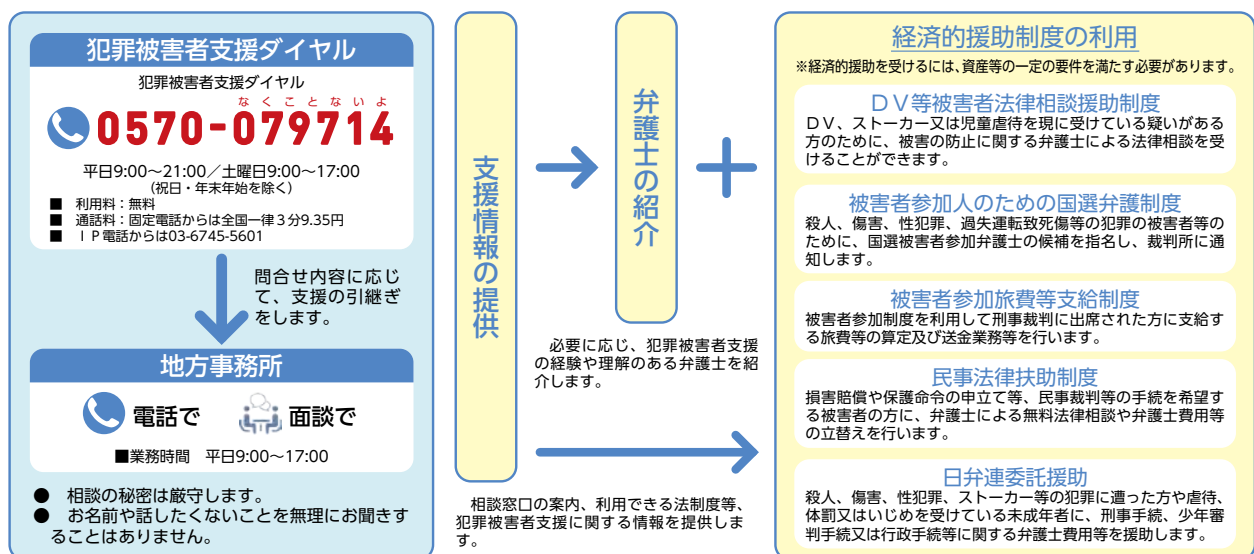
【施策番号1※】

ア 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（法テラスウェブサイト「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：<https://www.houterasu.or.jp/>

[houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/](https://www.houterasu.or.jp/)）。

犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を請求する必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することにより当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することができ、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求す

法テラスによる犯罪被害者支援業務



提供：法務省

※ 第3次基本計画（P127基礎資料3参照）との対応関係を明らかにするために付したものの。以下同じ。

ることを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して当該費用の立替えを受けることができる。さらに、26年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても同制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

これらの支援に加え、法テラスにおいては、30年1月から、28年5月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律（以下「改正総合法律支援法」という。）の施行を受けて、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対象とした資力にかかわらない法律相談援助（DV等被害者法律相談援助）や、認知機能が十分でないために弁護士等の法的サー

ビスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象とした資力にかかわらない法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を実施している。

【施策番号2】

イ 法テラスにおいては、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）を紹介している。令和2年度中の紹介件数は1,252件であり、3年4月現在、3,869人の弁護士を紹介用名簿に登載している。

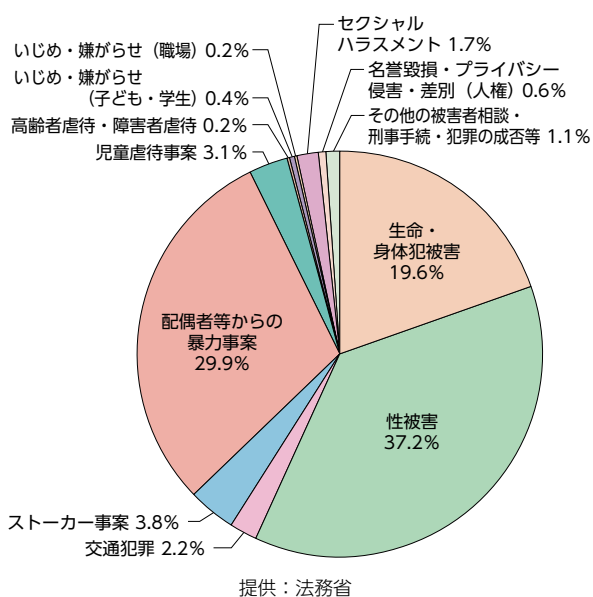
また、犯罪被害者支援に携わる弁護士による法的サービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携・協力し、同名簿に登載されている弁護士等を対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

法テラスによる支援

犯罪被害者支援業務	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精通弁護士紹介件数	1,677件	1,705件	1,795件	1,355件	1,252件
精通弁護士名簿登載者数	3,663人 平成29年4月現在	3,736人 平成30年4月現在	3,723人 平成31年4月現在	3,781人 令和2年4月現在	3,869人 令和3年4月現在

提供：法務省

弁護士紹介案件の被害種別内訳（令和2年度）



(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」（P91【施策番号196】参照）等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償命令制度について紹介している（P65【施策番号128】参照）。

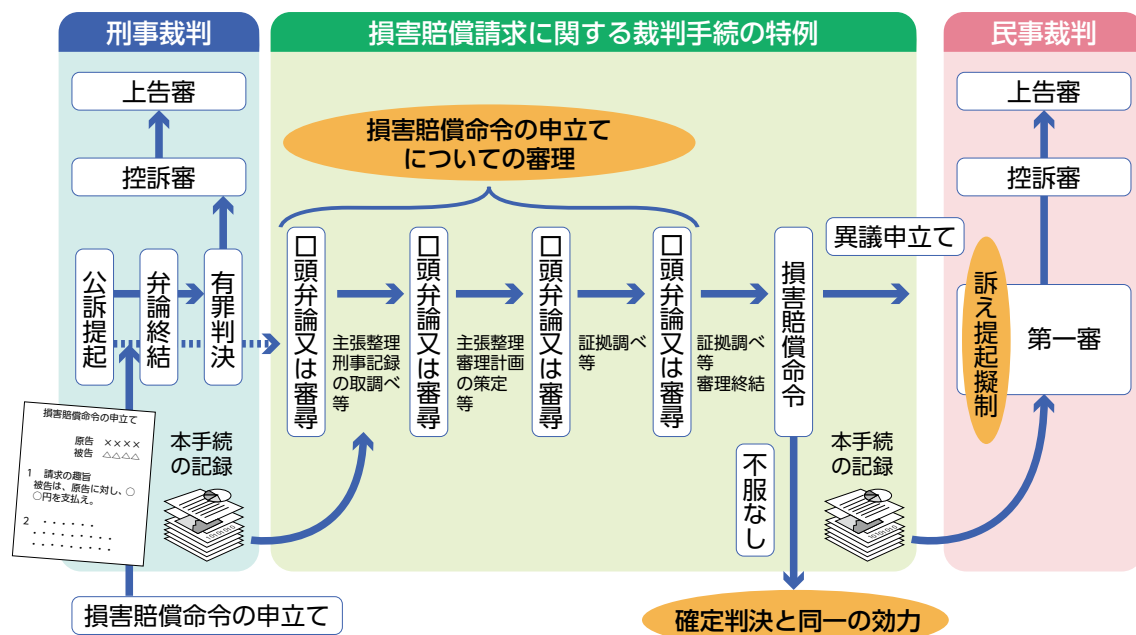
同制度については、平成20年12月の制度導入以降、令和2年末までに3,415件の申立てがあり、このうち3,284件が終局した。その内訳は、認容が1,496件、和解が769件、終了（民事訴

訟手続への移行)が438件、取下げが372件、認諾が136件、却下が45件、棄却が8件等である。

また、検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被

害者等に被害回復給付金として支給するための手続(被害回復給付金支給手続)を行っている。元年中は、19件の同手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約2億7,781万円であった。

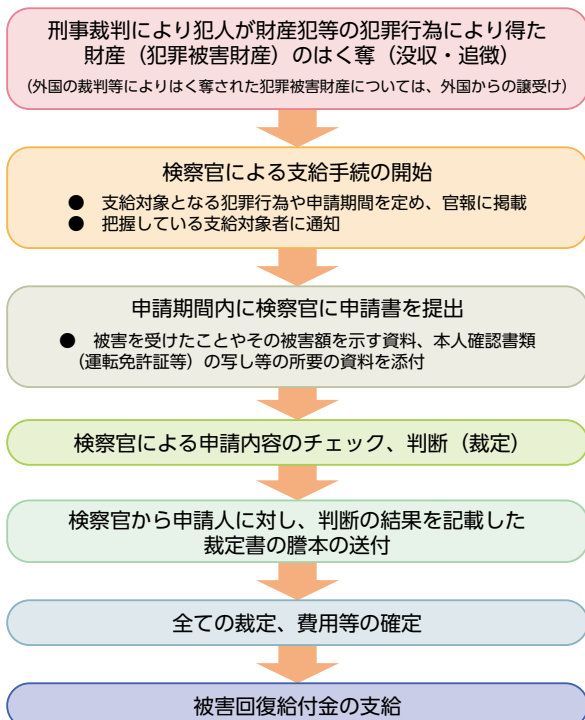
損害賠償命令制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度の概要

基本的な支給手続の概要



* 検察官による手続の一部を、弁護士である被害回復事務管理人に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の運用状況

年次	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成27年	13件	約8,308万円
平成28年	8件	約9,750万円
平成29年	16件	約3億8,987万円
平成30年	15件	約5億5,179万円
令和元年	19件	約2億7,781万円

提供：法務省

(3) 刑事和解等の制度の周知

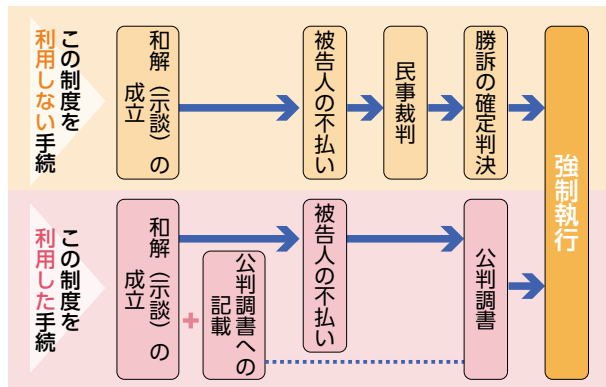
【施策番号4】

法務省においては、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の閲覧等の制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等を通じて犯罪被害者等へ配布しているほか、同パンフレットをウェブサイト上に掲

載するなどして、同制度を周知している（P65【施策番号128】参照）。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、刑事和解等に関する検察官等の理解の増進を図り、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行うことができるよう努めている。

刑事和解制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、平成12年11月の制度導入以降令和2年末までの間で727件となっており、うち同年は25件であった。

刑事和解制度の手続



提供：法務省

刑事和解制度の運用状況

年次	事例数
平成28年	23
平成29年	26
平成30年	18
令和元年	18
令和2年	25

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。

3 平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。

提供：法務省

(4) 保険金支払の適正化等

【施策番号5】

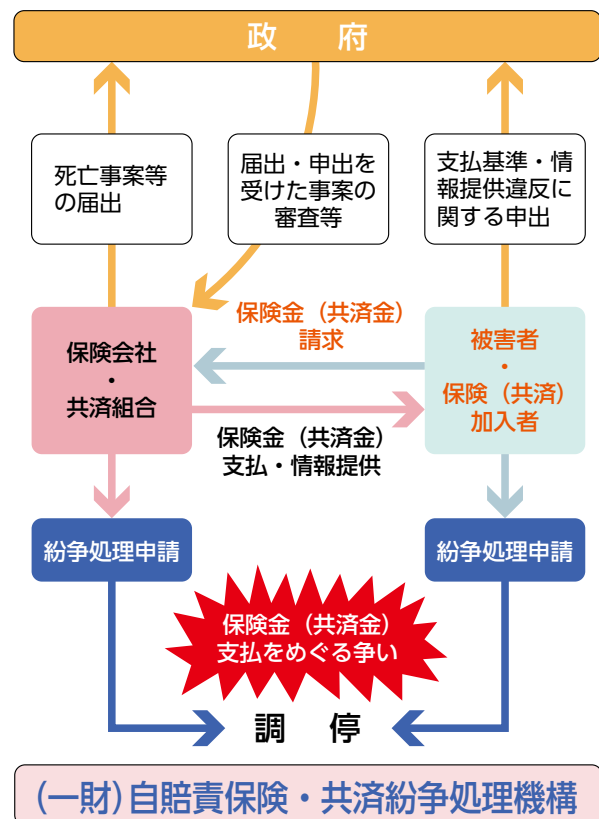
ア 国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）に関し、保険会社・共済組合による

被害者等に対する情報提供の義務付け、保険会社・共済組合への立入検査（令和元年度実績：56か所）や死亡等重要事案の審査（同年度届出件数：9万7,656件）等を通じて保険金支払の適正化を図っている。

また、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関である一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）においては、自賠責保険金の支払等に関する紛争処理のため、被害者等からの紛争処理申請に基づき、弁護

自賠責保険支払の仕組み

(平成14年4月以降)



提供：国土交通省

紛争処理の実施状況

年度	紛争処理審査件数
平成27年度	940
平成28年度	968
平成29年度	950
平成30年度	808
令和元年度	592

提供：国土交通省

士、医師及び学識経験者から成る紛争処理委員会による調停を行っており、同年度中の紛争処理審査件数は592件となっている。

【施策番号6】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢の整備に関する検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられた情報を活用し、保険会社に対する検査・監督を行っている。

【施策番号7】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談あっせん等により被害者等が迅速かつ適切に損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター（<https://www.n-tacc.or.jp/>）に対する支援（補助金交付）を行っている。

同センターにおいては、令和2年度中、相談所を全国156か所（うち42か所で示談あっせんを実施）で延べ1万1,006日開設し、3万1,407件の相談を無料で受け付けた。

【施策番号8】

エ 自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対し、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業において、本来の賠償責

公益財団法人日弁連交通事故相談センターによる無料事故相談の状況

年度	延べ開設日数	相談件数
平成27年度	11,880	44,886
平成28年度	11,829	42,000
平成29年度	12,103	37,731
平成30年度	12,019	35,721
令和元年度	12,249	36,941
令和2年度	11,006	31,407

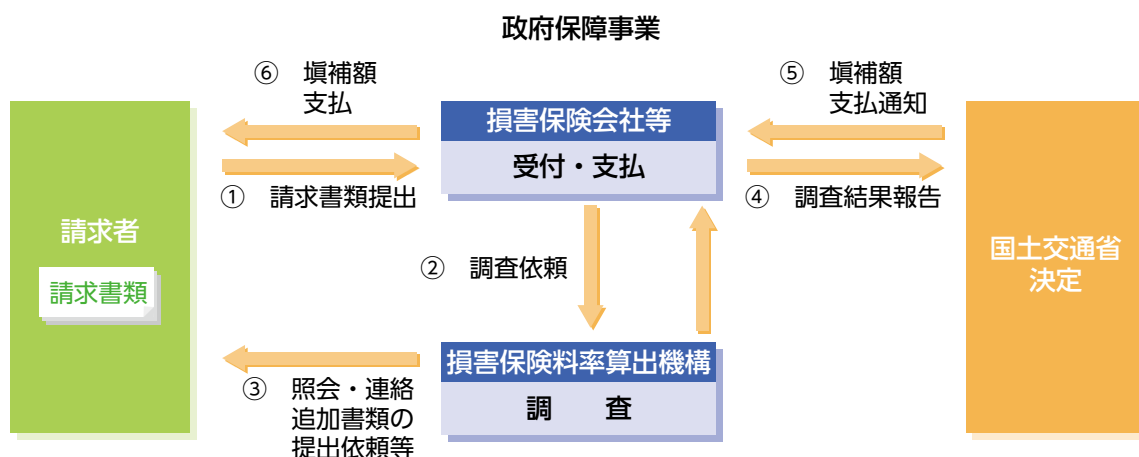
提供：国土交通省

公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける相談、示談あっせん、審査の流れ



提供：国土交通省

任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害を填補している（国土交通省ウェブサイト「自賠責保険ポータルサイト」：<http://>



提供：国土交通省

www.mlit.go.jp/jidosha/anzaen/04relief/accident/nopolicyholder.html)。同事業における元年度中の損害填補件数は610件であった。

(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

【施策番号9】

法務省においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当等相当なものと認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出額の全部又は一部を支給し、犯罪被害者等に対する損害賠償に充当する制度を運用している。

また、同制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、引き続き周知している。

(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号10】

警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員

による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対し、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている（警察庁ウェブサイト「組織犯罪対策部」：<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/index.html>）。

また、弁護士会や都道府県暴力追放運動推進センターと連携し、訴訟関係者に対する支援を行っている。

令和2年中に警察等が行った暴力団関係事案に係る援助の措置件数は15件、民事訴訟の支援件数は52件であった。

さらに、同センターにおいては、暴力団員による不当な行為に関する相談活動、被害者に対する見舞金の支給等を行っている（全国暴力追放運動推進センターウェブサイト：<https://www.zenboutsui.jp/index.html>）。

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施

【施策番号11】

内閣府においては、平成27年8月、加害者による犯罪被害者等に対する損害賠償の実態を把握するため、日本弁護士連合会による調査に協力した（調査結果については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/index.html>)を参照)。

なお、犯罪被害者等に特化したものではないが、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設等を盛り込んだ民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、2年4月に施行されている。この改正は、加害者の損害賠償責任の実現に資するものといえる。

暴力団関係事案に係る支援の実施状況

年次	援助の措置件数	民事訴訟の支援件数
平成23年	328	63
平成24年	193	51
平成25年	104	54
平成26年	75	46
平成27年	72	42
平成28年	52	53
平成29年	27	57
平成30年	20	40
令和元年	17	49
令和2年	15	52

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 犯罪被害給付制度に関する検討

【施策番号12】

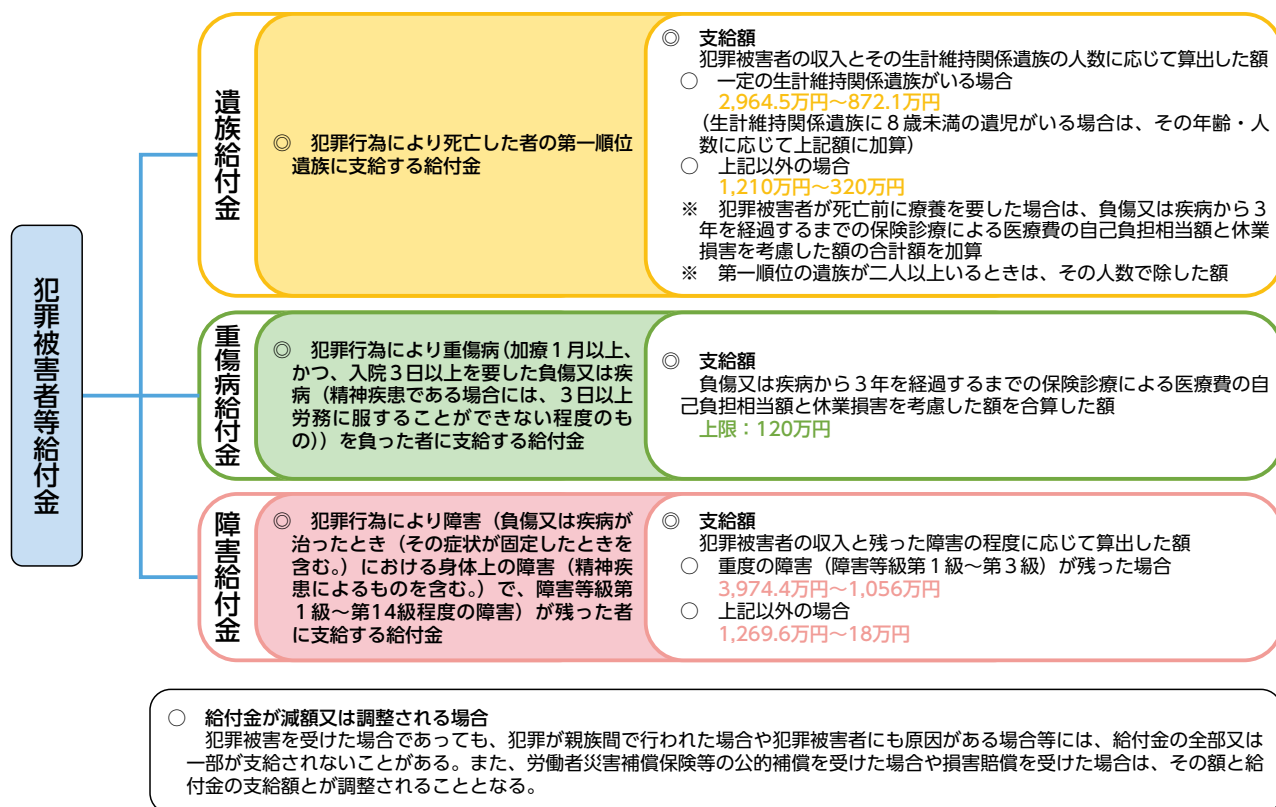
犯給制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものである。

同制度について、平成20年7月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級第1級から第3級まで）に対する障害給付金の引上げ等を、21年10月には、配偶者等からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には全額支給が

できるようにするための規定の見直しを、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

また、第3次基本計画を踏まえ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、犯罪被害者等にとって負担の少ない犯罪被害者等給付金の支給の在り方、若年者への給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、28年度末までに所要の調査を行った上で、29年4月から「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催して検討を行った。そして、同年7月に取りまとめられた提言を踏まえて犯給制度の改正を行い、30年4月に施行された。

犯給制度の概要



(2) 現行の犯給制度の運用改善

【施策番号13】

警察庁においては、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給

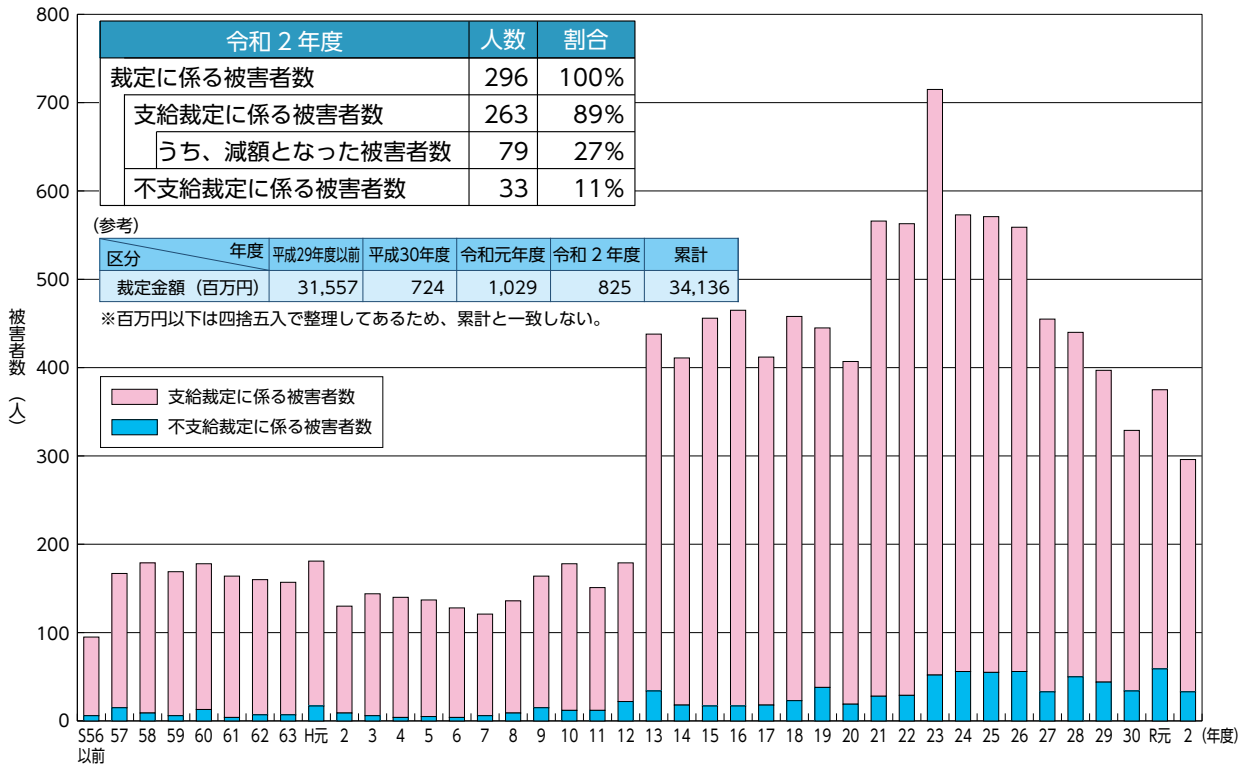
付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう指導している。

令和元年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約10億2,900万円であり、2年度

は約8億2,500万円であった。また、元年度における裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約7.8か月、中央値は約5.3か月であり、2年度における裁定期間の平均は約7.0か月（前年度比0.8か月減少）、中央値は約4.7か月（前年度比0.6か月減少）であった。

警察庁においては、今後も、仮給付金支給決定の積極的な検討、迅速な裁定等の運用改善や犯給制度の周知徹底について、都道府県警察を指導していく。

犯給制度の運用状況



(3) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減
【施策番号14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。)を都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、刑事手続における犯罪被害者等の負担

を軽減するため、犯罪被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料を公費により負担している。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準で公費負担の支援がなされるようにするとともに、支援内容の充実を図るよう、都道府県警察を指導していく。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

- ※ 海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の捜査において、診断書又は死体検案書が必要な場合に、その取得に要する経費を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のため犯罪被害者等が官署に来訪する場合の旅費についても、公費により負担している。

(4) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

【施策番号15】

警察庁においては、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確保かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の

診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じ、30年7月までに、同制度が全国で整備された。さらに、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に努めるよう都道府県警察を指導している。

(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置【施策番号16】

都道府県警察及び海上保安庁においては、司法解剖後の遺体を遺族の自宅等まで搬送するための費用や解剖による切開痕等を目立たないよう修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

海上保安庁の犯罪被害者等支援に関するリーフレット



提供：国土交通省

(6) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号17】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修において、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入を要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」（犯罪被

害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報を関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関等へ配信する電子メール）を通じ、これらの制度の導入状況等について情報提供を行っている。既に制度を導入している地方公共団体及び当該制度の概要については、本白書に掲載（P220基礎資料7-4参照）しているほか、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する基礎資

※ 「○」は、第3次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当府省庁以外の府省庁が実施している施策であることを示す。以下同じ。

料」として、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/toukei.html>)にも掲載している。

令和3年4月現在、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度を導入しているのは8都県（前年比6都県増加）、9政令指定都市（前年比4政令指定都市増加）、377市区町村（前年比74市区町村増加）であり、生活資金の貸付制度を導入しているのは3県、10市区町（前年比1町減少）である。

(7) 預保納付金の活用

【施策番号18】

金融庁及び財務省においては、平成28年6月、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正し、預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者支援団体への助成対象として、相談員の育成に要する経費を追加した。また、給付制奨学金の導入等により、同事業の内容が変わることから、同年10月、同事業の担い手を再選定し、29年4月から奨学金等の給付を開始した。同年度から令和元年度末までの奨学金の給付実績は延べ466人、総額約2億3,111万円であり、犯罪被害者支援団体への助成実績は延べ331件、総額約11億4,013万円であった。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号20】

ア 国土交通省においては、地方公共団体に対し、平成16年から17年までにかけて、配偶者からの暴力事案の被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮を依頼する通知を、23年度には公営住宅への優先入居等の手続の簡素化に関する通知を、

(8) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

【施策番号19】

警察庁においては、平成28年11月に施行された国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害弔慰金として国外犯罪被害者一人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害弔慰金等支給制度を運用している。令和2年度における国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は2人（支給裁定件数2件）であり、支給裁定金額は総額300万円であった。

また、都道府県警察においては、リーフレットやポスターの配布等を通じて同制度を周知するとともに、同制度の対象となる犯罪被害者等を認知した場合には、必要に応じ、裁定申請等の手続を教示している。

外務省においても、外務省・在外公館ウェブサイト(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html)において同制度を周知している。

それぞれ発出した。また、29年度には、28年12月に成立したストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、改めて通知を発出した。

【施策番号21】

イ 国土交通省においては、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体相互間における緊密

な連携を各地方公共団体に要請していることについて、会議等の場で改めて各地方公共団体に周知した。

【施策番号22】

ウ 独立行政法人都市再生機構においては、自ら居住する場所を確保できない犯罪被害者等を支援するため、公営住宅の管理主体から独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ等について要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

【施策番号23】

エ 国土交通省においては、犯罪被害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会及び29年4月に成立し、同年10月に施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づく居住支援法人による相談対応、情報提供等に対する支援を行っている。

【施策番号24】

オ 国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対し、公営住宅への優先入居等に関する施策を周知している。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

ア 厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時保護を行っており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど、柔軟に対応している。また、犯罪被害女性等を加害者等から保護するため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所手続を行うなど、制度の適切な運用に努めている。令和元年度には、それまで定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能として

婦人相談所等における一時保護の実施状況

年度	要保護女性本人の一時保護人数	同伴家族の一時保護人数	合計
平成24年度	6,189	5,376	11,565
平成25年度	6,125	5,498	11,623
平成26年度	5,808	5,274	11,082
平成27年度	5,117	4,577	9,694
平成28年度	4,624	4,018	8,642
平成29年度	4,172	3,793	7,965
平成30年度	4,052	3,536	7,588

提供：厚生労働省

いた対象者についても、保護を必要とする犯罪被害女性等の意向や状態及び状況等を踏まえた一時保護委託を可能とすることとし、適正かつ効果的な一時保護を図っている。

平成30年度の配偶者等からの暴力事案や人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害女性等を含めた一時保護人数は7,588人（要保護女性本人4,052人、同伴家族3,536人）であった。

また、児童福祉法に基づき、児童相談所長等が必要と認める場合には、虐待を受けた子供等の一時保護を行うことができるところ、児童虐待事案への対応においては、子供の安全確保等が必要な場合であれば、保護者や子供の同意がなくとも一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を「一時保護ガイドラインについて」（30年7月6日厚生労働省子ども家庭局長通知）等に明記し、子供の安全が迅速に確保され、その適切な

児童相談所における一時保護の実施状況

年度	一時保護所における一時保護延べ日数	所内一時保護件数	一時保護委託件数
平成25年度	618,009	21,281	12,016
平成26年度	656,103	22,005	13,169
平成27年度	689,873	23,276	13,674
平成28年度	725,449	24,111	16,276
平成29年度	731,157	24,680	17,048
平成30年度	758,745	25,764	20,733
令和元年度	871,715	27,814	25,102

提供：厚生労働省

保護が図られるよう周知している。

【施策番号26】

イ 厚生労働省においては、「少子化社会対策大綱」(27年3月閣議決定)に基づき、虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇等を改善するため、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、児童相談所の一時保護所における個別対応のための環境改善を推進している(令和2年4月現在、約95%の一時保護所において個別対応のための環境改善を実施)。

また、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所における一時保護日数や一時保護件数等を把握しており、元年度中の一時保護所における一時保護日数は延べ87万1,715日、所内一時保護件数は2万7,814件、委託件数は2万5,102件となっている。

【施策番号27】

ウ 厚生労働省においては、婦人相談所の一時保護所において被害女性を保護するに当たり、被害女性及び同伴家族の安全の確保、心理的ケアの実施、被害女性の障害等個々のケースに応じた支援の充実・強化を図るため、夜間警備体制の強化や心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を行っている。

【施策番号28】

エ 厚生労働省においては、平成24年度から、婦人保護施設退所後の自立支援の一環として、同施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担している。また、令和2年度予算では、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や見守り支援のための生活支援員の配置に対する補助に要する経費を盛り込んだ。

【施策番号29】

オ 警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪

行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、これらの経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

警察庁においては、今後も、同制度の効果的な運用について、都道府県警察を指導していく。

【施策番号30】

カ 警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修を通じ、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後の生活支援に関する取組が適切に行われるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

3年4月現在、65都道府県・政令指定都市、428市区町村において、犯罪被害者等が公営住宅等へ優先的に入居できるようにするなどの配慮が行われている。

公営住宅等への入居に際しての 配慮の状況(令和3年4月現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選に よらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県(47/47)	12	6	34	20
政令指定都市(18/20)	5	4	9	10
市区町村(428/1,721)	98	89	90	242

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。
 ※ 市区町村には政令指定都市を含まない。
 ※ 区は東京都の特別区をいう。

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省においては、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者を含む相談者に対する生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援及び家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体

的に行う「DV被害者等自立生活援助事業」について、令和2年度予算において、モデル

事業から本格実施に移行させ、自立支援及び定着支援の促進を図った。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号32】

ア 厚生労働省においては、犯罪被害等により求職活動に困難を伴う父子家庭の父、母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対し、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用助成金を支給している。

【施策番号33】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対し、犯罪被害等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号34】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情によりやむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対し、当該者の置かれている状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

【施策番号35】

エ 独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校においては、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修及び公共職業安定所長研修において、犯罪被害者等への理解の増進を図った。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

【施策番号36】

ア 厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度（<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>）について、ウェブサイトやパンフレット等を活用して周知するとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号37】

イ 全国379か所に設置されている総合労働

相談コーナー（<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）においては、事業主との間で生じた労働問題に関する犯罪被害者等からのあらゆる相談に対して情報提供等を行うワンストップサービスを実施している。

個別労働紛争解決制度のパンフレット



厚生労働省 都道府県労働局

提供：厚生労働省

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号38】

犯罪被害者等は、治療や裁判への出廷のため仕事を休まなければならないこともあるが、被害回復のための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、同制度の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイト（<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>）において紹介するとともに、リーフレット等を作成し、関係行政機関、経済団体、労働団体等の協力を得て、企業や労働者に対し、同制度の周知・啓発を行っている。

被害回復のための休暇制度のリーフレット



提供：厚生労働省

コラム 2

私達を支えてくれた支援の力

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
羽山 和美

私達の大切な大切な一人娘の凜（りん）ちゃんは、2017年12月のある晴れた日の夕方、前方不注意の車による交通事故でこの世を去りました。10歳と45日の命でした。いつも笑顔で明るく、何事にも頑張り屋さんだった凜ちゃん。あの日もそろばんのお稽古を終え、翌週受ける昇級試験に向けて意気揚々と帰っていたところでした。パパとママとの約束を守り、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着けていた凜ちゃん。そんな凜ちゃんのヘルメットはアクセルとブレーキを踏み間違えた自動車の下敷きになり、大きく割れてしまっていました。

我が家は共働きの家でしたが、忙しい日々の中でもお互いを尊重し支え合うような温かい家庭でした。誰かがソファで寝ていると、そっと毛布を掛けてあげるような優しく思いやりで満ちた家族でした。凜ちゃんは常にその中心にいて、明るく朗らかで、パパやママを気遣うような優しい子でした。そんな娘にもう二度と会えない。触れることさえ出来ない現実、私には耐え難く苦しいものでしかありませんでした。

事故後、私は食べることも水を飲むことも出来なくなりました。葬儀の朝、流れる涙と飲食への拒絶反応から極度の脱水症状を起こした私の手はガタガタと震えていました。「このままでは凜ちゃんの葬儀中に倒れてしまう」と周囲に言われ、スポーツドリンクを無理やり体の中にねじこんだのをおぼろげながら覚えています。突然起こった悲痛な出来事に、もう、何が現実で何が夢なのか分からなくなっていました。

それでも『凜ちゃんがない』ということだけは私の心に深く突き刺さり、とめどなく涙が溢れるのでした。私は娘の遺骨を抱えて、毎日、事故の発生した夕方の時刻になると泣き叫んでいまし

た。「一人で逝った凧ちゃんが可哀想。誰か私を殺して〜！」…と。そして夜は「この悪夢から早く目覚めますように」と祈りながら眠りにつき、朝目覚めては変わっていない現実絶望するという日々を送っていました。そんな私を主人と実家の母はただ見守ることしか出来ませんでした。私は一日中暗い寝室に引き籠り、「誰か助けて、誰か助けて。」と心の中で叫びながら泣き続けていました。

そんな時、担当の警察署の方から千葉犯罪被害者支援センター「CVS」や県警の犯罪被害者支援室「ACT」の存在を教えてもらいました。『犯罪被害者』…私達のような交通事故の被害者遺族も犯罪被害者なのだと知り、初めて自分が置かれている苦しい立場に気付きました。そして、私達は藁にもすがる思いで支援の申込をお願いしました。

主人は凧ちゃんの葬儀後、早い段階から事故の刑事裁判における被害者参加制度の利用や民事訴訟の提訴を考えていました。私はただ泣くだけの毎日でしたが、主人から相談され、『凧ちゃんのために親としてまだ出来ることがあるなら全部やってあげたい』との想いから裁判に参加する心を決めました。凧ちゃんが何故このような事故に遭ってしまったのかを知りたい。いつも交通ルールをきちんと守っていた凧ちゃんの名誉を守りたい。その一心でした。

初めて支援センター「CVS」を訪れた時の私はまだ大きな悲しみの渦中にいて、食事や睡眠はほとんど取れておらず、心も体もボロボロの状態でした。心は決めたものの、これから先の裁判に対する長い道のりに果てしない不安と恐れを抱いていました。しかし相談員の方との顔合わせの際、主人が被害者参加制度の利用や民事訴訟を検討していることを伝えると思ひも寄らない言葉が返って来ました。「お辛いですね。でも、相手の方には法的にも社会的にもきっちりと罪を償ってもらいましょう！」と。私は事故後、初めて私達の気持ちを理解し、寄り添ってくれる大きな存在を感じることが出来ました。

その後、支援センターから被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加するための手助けをして下さる弁護士先生をご紹介頂きました。弁護士先生との打合せの際には相談員の方が必ず同席し、いつも私を気遣って下さいました。また裁判の参考にと、他の人の交通傷害事故の裁判を傍聴した際も相談員の方が付き添い、娘の事故のことを思い出し苦しそうにしている私の様子を見て、傍聴席から外に連れ出して下さったりしました。

辛く苦しい私の状況を分かってくれる人が居る、心配してくれる人が居るということは、娘の後を追うことばかりを考えていた私にとって心の支えになりました。

そして凧ちゃんの刑事裁判が始まった時、私の気持ちは激しく揺り動かされました。初めて相手の人と対峙した時の動揺は自分が想像していた以上に大きく、その場に立ってられない程でした。この人に凧ちゃんの命は奪われてしまったのだなぁという辛くやるせない思い、どうしてもっと注意して自動車を運転してくれなかったのかという怒り、そして凧ちゃんはもう居ないのに何故この人は普通に生活をしているのだろうという理不尽さに対する憤り。悲しみ・怒り・憎しみの感情が私の中で渦を巻き、どっと溢れ返っていました。法廷内ではこみ上げてくる嗚咽を抑えるだけで精一杯で、閉廷後、私は歩けない程に泣き崩れました。そんな時も相談員の方は私の傍にいてそっと背中に手を添えてくれました。優しく温かな手でした。また、意見陳述で私が伝えたい想いを法廷で述べた時は、傍聴席でじっと聞いてその想いを受け止めて下さっていました。初めての裁判で心細く不安ばかりの中、相談員の方の寄り添いや応援はどんなに心強かったか知れません。

その他にも支援センターには、交通事故被害者遺族との対話会を設定して頂いたり、交通事故被害者遺族の講演会の聴講を案内頂いたりしました。他の被害者遺族との繋がりの中で、私達は孤独ではないことを知り、今後歩むべき道を見出せた気がします。

一方、県警の犯罪被害者支援室「ACT」では専門の心理カウンセラーによるカウンセリングの

支援を受けました。夫婦それぞれに個別のカウンセラーが付き、交通事故被害者遺族の抱える悲しみや苦しみ、世間への隔たりなど、日々変化する心を丁寧に聞いて頂きました。私の冷たく凍った心は、娘の死と一緒に悲しんでもらうことで少しずつ解きほぐされていったように思います。また、カウンセラーの方にお話しをすることで自分の頭の中を整理出来、今の自分の感情を見つめることにも繋がりました。大きな信頼関係が生まれ、「次にお会いしたらこの話をしよう。こんな良いことがあったことを聞いてもらおう。」と思ったことも私達が前を向く力になりました。しかし、裁判の直前や直後はどうしても心が乱れ、感情の歯止めが効かなくなります。そんな時は溢れる思いをそのまま聞いてもらい、何とか心を落ち着けるという作業が必要でした。まさに一歩進んで二歩下がるといった状況です。

その様な不安定な私をカウンセラーの方は優しく包み込んでくれました。カウンセリングを続けるにつれ、最初はうつむいて涙を流していた私も次第に前を向いて話せるようになりました。

さらに私達は心療内科のお世話にもなりました。急に娘を奪われた私達には後を追いたい気持ちを抑え、眠れるようになるための薬の力が必要でした。そして心療内科でも専門の心理カウンセラーのカウンセリングを受けました。ここでは夫婦一緒にカウンセリングを行うことで、お互いが考えていることやこれからのことの意味確認をはかっていたように思います。

このように私達は事故後様々な支援を得て生活して来ました。裁判について何も分からないところ、支援センターからの直接的な支援で多くの面を助けて頂きました。また被害者支援室や心療内科における心のサポートも私達にはなくてはならないものでした。事故から2年半、長く険しい道のりでしたが、こうして刑事裁判や民事訴訟を何とかやり遂げることが出来たのはたくさんの支援のお陰だと思っています。

突然起こった『最愛の一人娘を奪われる』という現実。事故を起こした相手からは、裁判で納得の行く説明はなく、心からの謝罪の言葉ありません。到底許すことは出来ませんが、それでもその辛い現実に耐えることが出来たのは、私達を心配し支えてくれた大きな支援の輪があったからです。暗い寝室にこもって泣いてばかりいたあの頃、心を閉ざさなくて良かった。差し伸べてくれた支援の手を掴んで良かった。心からそう思います。